

空家等活用促進特別区域における空き家の流通及び利活用の促進に係る連携協定書

西脇市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会北播磨支部（以下「乙」という。）は、兵庫県空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号。以下「県条例」という。）第10条第1項の規定による指定を受けた西脇市空家等活用促進特別区域（以下「空家活用特区」という。）における空き家の流通及び利活用の促進に係る働きかけについて、次のとおり連携協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この連携協定は、県条例第12条第2項の規定により、空き家所有者から甲に届出のあった空き家情報に基づき、甲及び乙が相互に連携・協力して実施する空き家の流通及び利活用の促進に係る働きかけについて、必要な基本的事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この連携協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家所有者 県条例10条第1項の規定による指定を受けた空家活用特区内における空き家所有者
- (2) 空き家情報 県条例第12条第2項の規定により、空き家所有者から甲に対して届け出されたものをいう。
- (3) 空き家活用サポート 所有者から同意を得た空き家情報を基に空き家所有者に対して行う、空き家相談対応や活用・流通の働きかけいう。
- (4) 連携業者 乙の会員で甲が選定する空き家活用サポートを行う者をいう。

（空き家の流通及び利活用の促進に係る働きかけ）

第3条 甲は、空き家所有者に対し、県条例第12条第1項の規定により、空き家情報の届出を求める通知を行う。

- 2 甲は、空き家所有者の同意を得た上で、空き家情報を連携業者へ提供する。ただし、市長が調査の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 連携業者は、空き家情報を基に、現地調査等を行い、空き家所有者に対し、次に掲げる情報提供に努めるものとする。
 - (1) 空き家等の活用方法等の提案
 - (2) 賃貸、売買、適正管理等の取引動向
 - (3) リフォーム、増改築、解体等の取引動向

(4) 専門業種の紹介

(5) その他相談内容に関する事項

4 連携業者は、空き家所有者からの聞き取り調査、空き家所有者への回答内容をまとめ、西脇市空き家等活用促進専別区域における空き家の流通及び利活用の促進に係る働きかけ結果報告書（様式第1号）により、甲に報告するものとする。また、空き家の売買又は賃貸借に係る交渉及び契約が終了したときは、その結果の報告についても同様とする。

（交渉及び契約）

第4条 甲は、空き家所有者の売買又は賃貸借に係る交渉及び契約については、直接これに関与しないものとする。

2 連携業者は、売買又は賃貸借契約の媒介に関して苦情又は紛争が発生した場合は、連携業者の責任において処理するものとする。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙は、この連携協定に違反したときは、催告しないで協定を解除できるものとする。

2 前項の規定によりこの連携協定が解除され、乙に損害が生じた場合であっても、甲はその賠償の責を負わないものとする。

（有効期間）

第6条 この連携協定の有効期間は、連携協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、この連携協定は更に1年間延長されるものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

（秘密の保持）

第7条 乙及び相談員は、この連携協定に基づく業務で知り得た個人情報を他に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙及び相談員は、前項のほか、別記「個人情報取扱事務特記事項」を遵守しなければならない。

（業務に係る協議）

第8条 甲及び乙は、この連携協定に基づく業務について、業務の拡充、円滑な運用等に係る事項について協議するものとする。

（定めのない事項等）

第9条 この連携協定に定めのない事項及びこの連携協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この連携協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5 年 5 月 18 日

甲 西脇市下戸田 128番地の1

西脇市

西脇市長 片 山 象 三

乙 加東市社1220番地の3

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会

北播磨支部 支部長 山 本 浩 史